# オムニバス Ⅱ 指令書案に関し、 欧州議会が報告を起草



# August 2011

欧州議会(European Parliament)が公表した報告書案は、実施日の 2014 年への変更をはじめ、ソルベンシーII 指令書への数多くの変更を提案しました。

#### はじめに

2011 年 7 月 27 日、欧州議会の経済および金融に関する委員会(European Parliament's Committee on Economic and Monetary Affairs)は、オムニバス II 指令書案に対するドラフト版報告書を公表しました(報告者: Burkhard Balz)。

本報告書は、欧州閣僚理事会の議長(Presidency of the Council of the European Union)が 2011 年 4 月 14 日に公表したオムニバス II 指令書に関する第 2 回議長譲歩案に基づいています。本報告書は、すでに銀行業界および証券・金融市場業界が 2009 年 10 月に採択しているオムニバス II 指令書にオムニバス II 指令書の歩調を合わせるよう文言の変更を提案したものです。また、以下をはじめとする多くの領域で、ソルベンシーII の要件の変更が提案されています。

- 移行措置のタイミングおよび期間
- 非流動性プレミアム
- 第三国との同等性
- 報告要件
- 最低資本要件

本報告書案では、2013 年を通して段階的に要件を 導入しつつ、ソルベンシーII の全面的実施を 2014 年1月1日まで延期する提案も織り込まれています。

ミリマンでは、ドラフト版指令書の理解に役立てていただけるよう、変更内容と共に、これらの変更が保険会社およびソルベンシーIIに対して一般的に何を意味するかについて簡単な分析を含め、簡潔にまとめてみました。

# ソルベンシーII 指令書と EIOPA との調和

報告書案では、オムニバス II 指令書の歩調をオムニバス I 指令書の文言に合わせるよう、そして、承認に関する責任がどこにあるのかがより明確になるよう、複数の変更を提案しています。

特に、この報告書案では、欧州の規制の枠組みとの 整合性を確保することを目的として、法定技術的基 準を再導入するよう提案しています。監督当局の専 門知識がそのトピックにこれまで以上に必要である と思われる場合、様々な場面でこの基準が既存の技 術的実施基準に取って代わることになります。付随 する技術的実施基準は、従うべき手順、使用すべき フォーマットおよびテンプレートを設計するために 使用されます。

報告書案では、2012 年 3 月 1 日までに EIOPA が全ての法定技術的基準を提出する必要があり、その後、技術的実施基準はトピックにより 2012 年 6 月 1 日および 2012 年 7 月 1 日までに提出されることになるでしょう。

技術的基準案の提出日をソルベンシー|| 全面 実施日の前に移すよう提案したこの改定により、新しい規制への遵守は保険会社にとって 動く標的というほどではかくかろはずです。

しかし、規制当局は、加盟国間の規制面の裁量の余地をなくし、ソルベンシー|| を適切で意味ある規制環境に確実に落ち着かせるためにも、最終版ガイダンスの導入を急いではならないということを記しておきます。

法定技術的基準は、以下をはじめとするソルベンシーⅡにおける領域の大部分を想定しています。

- 監督当局に提供される情報
- 資産・負債の評価

- ベストエスティメイト負債とリスクマージン の計算
- 非流動性プレミアムの計算のための手法およびフォーミュラ
- 自己資本の評価および適格性
- 標準フォーミュラによる SCR の計算
- 内部モデル
- MCR の計算
- 投資に関する定性的要件
- 金融市場における想定外の下落
- SCR の非遵守
- 有限再保険および SPV
- グループ **SCR** および内部モデル

以下の分野に関し、従うべき手順、使用すべきフォーマットおよびテンプレートを規定した技術的実施 基準を EIOPA が提出することが提案されています。

### 2012年6月1日まで:

- 自己資本の監督当局による承認
- USP の監督承認プロセス
- ・ 内部モデルの承認
- 内部モデルへの大きな変更の承認
- 資本の積み増し
- 単独会社およびグループのソルベンシーおよ び財務状況報告書(SFCR)
- 相関パラメータをアップデートする手順
- SPV
- 金融市場における想定外の下落の存在を決定

# 2012年7月1日まで:

- 監督当局に提供すべき情報
- 加盟国が開示すべき情報

同じ条項に対して異なる実施基準が提案されるという業界間の不整合の問題を減らすため、法定技術的基準と技術的実施基準を分離する必要性が従来から強調されてきました。

報告書案では、EIOPAが提出すべき数多く の法定技術的基準および技術的実施基準を特 定していますが、必要な場合は更に技術的実 施基準が提出される可能性があることを記し ておきます。

# EIOPA 仲介の整備

報告書案では、グループの監督に必要な監督当局の 定義に EIOPA まで含める一方、EIOPA が別の監督 当局に提供すると思われる支援および仲介に関する 更なる詳細を規定しています。

報告書は、EIOPAの仲介決定が別の監督当局によって妨げられた場合に従うべき手順についても規定しています。

#### 実施日および移行措置

報告書案では、ソルベンシーIIの全面的遵守については 2014 年 1 月 1 日という実施日を反映しており、その日までソルベンシーI 要件は効力を持ち続けます。(また、これに従い、会社はソルベンシーIの資本を保有するよう求められるでしょう。)

それにもかかわらず、報告書はソルベンシーII実施を延期する意図はないとして、むしろ、(会社および監督官両者にとって)現在から新しい規則へのスムーズな移行の必要性を説いています。そのため、2013年にソルベンシーIIの段階的導入を行い、2013年7月から重要な監督上の情報を提供し、2014年1月1日に全面的遵守とすることが提案されています。移行措置は厳に必要なもののみに減らし、ソルベンシーII指令書に規定することが提案されています。

修正案では、加盟国は、2014年1月1日から最大 2年間会社に以下を認めることができます。

- 加盟国の SCR 遵守(ただし、バランスシート 総額が EUR 5000 億 (sic) 未満の場合)
- 報告要件を満たすための適切なシステムおよび仕組みの設置

グループの監督のための情報を提供するため の適切なシステムおよび仕組みの設置

本報告書に規定されているソルベンシー|| 要 件の段階的導入は、多くの会社、特に内部モ デルの開発に多大なリソースをつぎ込んでき た保険会社に歓迎されそうです。(しかし、 広範な移行措置を望んでいたこのような保険 会社は、これらの改訂が求めていたほどでな いことに気づくでしょう。)

ドラフト版報告書は、オムニバス II 指令書 に関する第2回議長譲歩案に基づいていま す。したがって、2014 年 1 月 1 日の全面的 実施日が欧州閣僚理事会による第4回議長譲 歩案に規定した変更への対応に織り込まれて いるか、あるいは、ドラフト版報告書が第4 回議長譲歩案とは独立して作られたのかどう かは明確ではありません。

さらに、第2回議長譲歩案には、(特に)リスクフリー金利に関して提案された移行措置の詳細が網羅されていなかったため、本ドラフト版報告書に規定された提案でそれが厳に必要と考えられているかどうかは現段階では不明です。

FSAが、ウェブサイト上で以下のコメントをしていることを書き添えておきます。「オムニバスII指令書に関する次回議長譲歩案は9月に予定されており、公表された段階で、本ドラフト版報告書および譲歩案両方を明確にする予定です。」

改訂案では、その前文に、移行期間は「市場の混乱を避けること」そして「保険会社ができるだけ早く新しい規制要件に遵守するように促すこと」を目指すべきであるとのみ記し、移行期間の目的を簡潔にしています。これらの目的は、要件が保険契約者および商品に与える影響を軽減することにそれほど焦点を置いていない様子で、むしろ移行期間は新しい規則への遵守を促すことに重きを戻すことを目指しています。

具体的には、監督当局は、2013年1月1日より、 以下を含む多くの項目を決定する権限を持つことに なります。

- USP の承認
- 自己資本区分の承認

- 中間保険持ち株会社の分を含む付随的自己資本の承認
- 全面的または部分的内部モデルの承認(単独 およびグループ)
- グループのソルベンシー計算手法の選択
- 第三国における同等性および暫定的同等性の 決定
- グループ監督当局の設立

2013年7月1日からは、以下が会社に義務付けられます。

- ・ 各社の SCR、MCR、自己資本の金額を計算 し、ソルベンシーⅡ におけるバランスシート および損益勘定を決定し、当該情報を監督当 局に提供すること
- 監督目的で求められる第35条に規定された情報を監督当局に提供すること

2014年1月1日以前に発行された基本自己資本項目は、以下の基準を満たす限り最大10年間 Tier 1 基本自己資本として含まれます。

- 全保険契約者・保険金受給者、非劣後債権者の請求の後に並ぶ項目
- 会社のオプションによってのみ返済可能・償還可能となる項目
- 抵当に入っていない項目
- 全額が払い込まれ、更新され、継続企業としてのベースで損失を吸収できる項目

保険会社が2013年7月1日より監督当局に SCR および自己資本に関する情報を提供すること(従来の議長譲歩案よりも面倒な要件)が求められるようになることを記しておきます。この要件は、年次以上の頻度で保険会社に求められるであろう情報のレベルを引き下げることを目的としたドラフト版報告書に書かれていた従来の記述とは対照的に見えます。保険会社が情報を提供するために、結果的に自社システムによるフル・ランが必要となるかどうかはわかりません。 更に、ソルベンシーII の全面実施は、2014 年まで発効しないと思われるため、承認また はそれ以外の遅れに関わらず、まだこの情報 を提供する段階にない会社がどのような情報 を提供することを期待されているのか明らか にはなっていません。

ドラフト版報告書では、自己資本の監督当局による承認および内部モデルの承認プロセスに関する技術的実施基準の最終版は、全面的実施日の1年前までにEIOPAから提出される予定です。これにより、保険会社は承認基準を満たすようにシステムおよびプロセスを採用できるという大きな自信を得ることができる一方で、多くの保険会社はすでにこの分野でかなり先行しており、ガイダンスの最終版が見込みと違っている場合には、追加の時間やリソースを投入しなければならないかもしれないことを記しておきます。

#### 非流動性プレミアム

ドラフト版報告書では、非流動性プレミアムに関する条文に多くの改訂を提案しています。非流動性プレミアムを反循環的プレミアムとマッチング・プレミアムに差し替える提案は認識していますが、ペーパーでは、まだ欧州議会に正式に申し入れてはいないため非流動性プレミアムに焦点を当てているとコメントしています。これにもかかわらず、これらが採択された場合、反循環的プレミアムとマッチング・プレミアムの策定および公表に関して同様の提案が行われることと思います。

ここでは、EIOPAが四半期ごとに各通貨に対する リスクフリー金利の期間構造と、市場で観察される 非流動性プレミアムを含む同様の期間構造を公表す べきであると提案しています。 特に、このドラフ トでは、市場における一層の確実性および予測可能 性を提供するため、非流動性プレミアムは、レベル 1 指令書の第 86 条に規定されたフォーミュラ(市 場の異常値や測定誤差による小さい値を避けるため の基準を加味したもの)から導くべきであると提案 しています。

ペーパーでは、市場にストレスがかかった状態の期間にのみ非流動性プレミアムを適用すべきであるという基準をそのままにしているものの、EIOPAではなく加盟国がその期間を決定できるようにすべきであると提案しています。これを使用した場合には、保険会社は、プレミアムの使用と財務面への金銭的影響を一般に開示しなくてはなりません。

公表されたフォーミュラを使用して非流動性プレミアムを計算するという提案は、長年こうした改定を後押ししてきた業界に歓迎されるでしょう。

特にこの提案は、保険会社のプライシング・プロセスおよび資本管理プロセスにこうしたプレミアムを織り込むことを認め、保険会社の負債評価関係に一層確実なものにするでしょう。

提案では、市場がストレス状態にある期間にの み非流動性プレミアムが適用できるという基準 をそのままにしていますが、加盟国がその期間 を決定できるようにすることにより、適用が主 観的になるのを抑え、その適用の結果発生する かもしれない遅れを減らせるはずであるとして います。

#### 第三国との同等性

ドラフト版報告書は、第三国との同等性の決定について承認されなかった場合、以下を含め、5年間にわたる暫定的同等性に必要な基準の定義を提案しています。

- 第三国が同等の規則を採択・適用すると書面 にてコミットしたこと。
- そのコミットメントを達成するための移行計 画が策定されていること。
- そのコミットメントを達成するための十分な リソースが割り振られていること。
- 現行規則がリスクベースであり、資産・負債 の市場価値評価に基づいていること。
- 極秘監督情報を交換するという合意がなされていること。
- 半年ごとに第三国から進捗報告が提出される こと。

同等性があると評価された国および暫定的同等性が 認められた国のリストは、EIOPAがウェブサイト に公表する予定です。

#### 報告

純粋に四半期報告のためだけにシステムや仕組みの 導入を余儀なくされる中小保険会社の負担を限定す る手助けとして、第35条について監督当局が年次 以上の頻度で保険会社に情報を求めることを制限した新しい文面が提案されました。これは、一年の間に大きく変動する情報の報告を制限する目的です。 さらに、新しい文面では、保険会社に対して項目別に求めていた監督当局への資産の報告を除くことにより、監督報告の負担をさらに軽減することを提案しています。

報告方法を一致させるため、2012 年 3 月 1 日までに EIOPA が、監督当局に提出する情 報とそのタイミングを記した法定技術的基準 を提出する予定です。

この技術的基準のタイミングは、2013 年に 最初の情報を監督当局に提出する期限となる 前に、各社がその報告手順を調整できる時間 を与える予定ですが、多くの保険会社では、 報告用テンプレートとして、レベル3 プレ・ コンサルテーションの一環としてリリースさ れたドラフト版 ORT (Quantitative

Reporting Templates)を使用した報告システムの設計が既にかなり進展していることを記しておきます。そのため、最終的に報告で要求される詳細度やアウトプットの大幅な変更は、多くの保険会社にとって多大な作業となることを意味しており、この段階では歓迎されないでしょう。

最終版 QRTが、2011年1月リリース版とどの程度異なるかは不明ですが、当時のコメントでは、テンプレートが必要以上に複雑で、ドラフト版レベル2要件と完全に整合していないのではないかという懸念が挙がっていました。特に懸念として挙げられたのは、四半期報告に関する要件(例えば、リスクマージンを四半期ごとに報告する必要性)です。そして、今回のドラフト版報告書に提案された改訂を喜んで記す一方、こうした懸念がどの程度現実となるのかは、来年の3月までわかりません。

# 最低資本要件

ドラフト版報告書は、ソルベンシーII 指令書の第 129(1)条に規定されている通り、MCR の絶対的下限値の引き上げを提案しています。その目的は、開始時金額を同指令書第 300 条に規定された改訂と整合的にするためです。

この条件下では、生命保険会社と損害保険会社に対する MCR の下限値は、それぞれ(EUR 320 万と EUR220 万から)EUR 350 万と EUR 230 万に増加するでしょう。一方、再保険会社の MCR 下限値は、EUR 350 万 (EUR 320 万から)になるでしょう。

# まとめと分析

欧州議会経済通貨委員会(European Parliament's Committee on Economic and Monetary Affairs)が公表したドラフト版報告書は、ユーザーフレンドリーな書類とはいえないものの、ドラフト版オムニバスII 指令書および現行ソルベンシーII 指令書の改訂案に対する広範な変更を提案しています。

改訂には、リスボン条約と整合させるため、また銀行および証券・金融市場の両業界と整合させるため、指令書の文面およびフォーマットに対する数多くの変更が含まれます。この改訂には、規則の調和を図るための法定技術的基準の導入も含みますが、従うべき手順および使用すべきフォーマットやテンプレートは技術的実施基準に規定されるでしょう。

このドラフトでは、ソルベンシーII 全面的実施日の2014年1月1日への延期(2013年7月1日から監督当局に情報提出)に賛成を表明し、レベル1テキストにある非流動性プレミアムの計算へのフォーミュラの利用を正式に記し、EIOPAのグループ監督における役割に関して更なるガイダンスを提供し、各国市場における監督当局に対する役割を広げることを含め、要件自体に更なる変更を提案しています。

提案された改訂の大部分の裏にある目的は、多くの会社が歓迎するのではないかと思いますが、ドラフト版報告書は、すでに混乱しているソルベンシーIに関して配布されている一連の書類を一段と複雑にすると思われます。結果として、これらの提案がオムニバスIIに関する数々の議長譲歩案の中でどのように落ち着くのか、また、今後これらの改訂がどのようにとらえられていくのかは不明なままです。

FSA は、ウェブサイト上でオムニバス II に関する 次回の議長譲歩案は、2011 年 9 月に公表される見 込みであり、それにより本ドラフト版報告書と譲歩 案両方を明確にする予定であるとコメントしている ことを記しておきます。

# ミリマンについて

ミリマンは、世界でも有数の独立系数理コンサルティング会社です。1947年にシアトル(米国)で設立され、現在は米国および海外の54の主要都市にオフィスを構え、2,500名以上の職員が働いています。

#### www.milliman.com

# ヨーロッパにおけるミリマンの拠点

ミリマンは、ヨーロッパにおいて強力なプレゼンスを確立しており、現在、アムステルダム、ブカレスト、ダブリン、ロンドン、マドリッド、ミラノ、ミュンヘン、パリ、ワルシャワ、チューリッヒの各オフィスから 200名以上のコンサルタントがお客様のサポートをしています。

# www.milliman.co.uk



# 連絡先

本紙またはソルベンシーIIに関するご質問、ご意見等ございましたら、下記コンサルタント、またはお近くのミリマンのコンサルタントまでご連絡ください。

William Coatesworth william.coatesworth @milliman.com +44 20 7847 1655

John McKenzie john.mckenzie @milliman.com +44 20 7847 1531